

## 第65回津山市成人を祝う会

生涯学習課 ☎32-2120

とき 1月11日(日) 受付=午後0時30分～  
式典=午後1時～1時30分

ところ 津山文化センター(山下)

対象 平成6年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人

※市内に住民登録している人には、ハガキで案内をします。住民登録のない人も出席できます  
※津山文化センターの駐車場は数に限りがあります。乗り合わせの上、ご参加ください



## 市有地の売り払い(先着順)

財政課(市役所6階) ☎32-2021

次の市有財産を先着順で売り払います。

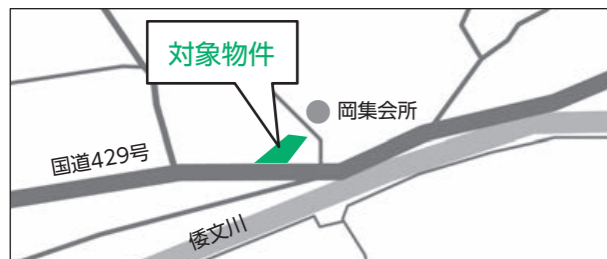
所在地	種別(地目)	地積(公簿)	売払価格
桑下1087番1	土地(雑種地)	396㎡	998千円

申込期間 12月25日(木)～平成27年12月24日(木)(執務時間内)

申込場所 財政課

※同時に2組以上の申し込みがあった場合は、くじ引きで、受付順位を決定します

※申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください



## 株式の配当や譲渡所得などの軽減税率の廃止

課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

上場企業の株式の配当や譲渡所得などに係る税率は、平成26年1月1日以降の所得分から、本則税率が適用されます。

軽減税率(～平成25年)	本則税率(平成26年～)
10% (所得税7%・市県民税3%)	20% (所得税15%・市県民税5%)

また、株式の配当や譲渡所得などに加算されている復興特別所得税の税率も改正されます。

平成25年	0.147%
平成26年以降	0.315%



## 市税は期限内に納めましょう

納税課(市役所2階1番窓口) ☎32-2014

市では、納税の公平性を確保するため、滞納を許さず、公正・厳正な滞納整理を行っています。滞納者に納付可能な財産がある場合には、差し押えなどの滞納処分を行います。

市税(料)は、納期限内に納めましょう。

納税相談を受け付けています

市では、休日や夜間にも相談窓口を設けています。傷病や災害などの事情で納期限までに納付ができない場合は、事前にご相談ください。

### 日曜納税窓口

とき 毎月最終日曜日午前9時～午後4時  
(12月のみ第3週目)

### 金曜夜間窓口

とき 毎週金曜日午後7時まで  
(祝日・年末年始を除く)

ところ 納税課(市役所2階1番窓口)

## このような資産があれば申告してください

業種	主な償却資産の内容
不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場業(貸付を含む)、売電事業	外構工事(門扉、塀、緑化施設、側溝など)、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車装置、駐車料全自動計算装置、舗装路面、太陽光発電設備一式(屋根材一体型を除く) など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事(門扉、塀、緑化施設、側溝など)、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パソコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セット など
店舗・小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、箱文字看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など
理・美容業、医(歯科)業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等)、ガス(麻酔)設備、洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機 など
ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具 など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パソコン、保冷库 など

会社や個人で工場・商店などを営んでいる人や駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といいます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産について申告する必要があります。

**申告の主な対象** 土地・家屋以外で法人税法・所得税法に基づき減価償却資産として計上(固定資産台帳・減価償却明細書)しているものから自動車税、軽自動車税の課税対象となるものや無形減価償却資産などを除く

いたもの  
**申告方法** 市から送付する申告書に必要事項を記入して提出  
**提出期限** 2月2日(月)

**申告をしていないと:**  
申告の必要があるにもかかわらず申告しない場合、法令により遡及課税や延滞金が掛かります。  
**特に新規事業者は注意!**  
申告書が届かない場合は、必ず連絡してください。

市では、償却資産申告の内容について実地調査を行っています。調査時には、ご協力をお願いします。

## 固定資産税(償却資産)申告のお知らせ

課税課(市役所2階4番窓口) ☎32・2016

## 法人住民税の法人税割の税率が変わります

課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

平成26年度税制改正により、法人住民税の法人税割の税率が引き下げられます。

【改正時期】 平成26年10月1日以後 に始まる事業年度から	【現行】 14.7%	↓	【改正後】 12.1%
--------------------------------------	------------	---	-------------

経過措置

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度のみ、予定申告の法人税割額の計算方法が変わります。

【算出式】

$$\text{予定申告額} = \frac{\text{前事業年度または前連結事業年度の法人税割額}}{\text{前事業年度または前連結事業年度の月数}} \times 4.7$$

※税率は市町村によって異なります  
※詳しくは、お問い合わせください

## 市・県民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の延長・拡充

課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015

平成25年12月に終了予定であった市・県民税の住宅ローン控除について、適用期限が平成29年12月まで4年延長されます。

所得税の住宅ローン控除の適用者で、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で市・県民税から控除します。



居住年月	控除限度額
平成25年12月まで	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)
平成26年1月～3月	
平成26年4月～平成29年12月まで	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

※平成26年4月以降の控除限度額は、消費税などの税率が8%または10%である場合の金額です